

## ○免許（開局）申請について（ライトユーザー用）

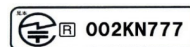
個人が開局、空中線電力が50W以下、適合表示無線設備のみを使用、移動する局に限ります。

[アマチュア局を開局したい場合]、[再免許申請の提出期限を過ぎたが再度開局したい場合]は、免許申請をしてください。

### ○新スプリアス規格の適合表示無線設備（技術基準適合証明機器）のみを使用する場合について

右の表示例にある様なラベル（20mm程度の小さなシールです）が無線機の本体に貼付されている無線機のみを使用する場合の手続きは、次のとおりになります。

提出する書類は、アマチュア局免許申請書並びに無線局事項書及び工事設計書（特例様式）です。必要な項目を記入したら、申請手数料（50W以下、4,300円）の収入印紙を申請書に貼り、規定の切手を貼った返信用封筒を同封の上、直接管轄の総合通信局へ郵送してください。



技術基準適合証明  
（工事設計認証）ラベル例

### ○旧スプリアス規格の技術基準適合証明機器を使用する場合について

○技術基準適合証明機器以外の設備を使用する場合（技術基準適合証明機器とそれ以外の設備を併せて使用する場合、技術基準適合証明機器に附属装置等を付けて申請する場合を含む。）について

自作機、外国製、旧JARL登録機などの無線機での免許申請には、無線設備の**基本保証**が必要になります。この**特例様式は使用できません**。保証の手続き方法については、**一般財団法人日本アマチュア無線振興協会（電話：03-3910-7263）**のホームページを御覧いただくか、電話にて直接お問い合わせください。

### ○以前使用していたコールサイン（旧コールサイン）を復活して免許申請する場合について

再び開局する場合で、無線局を廃止又は無線局免許が失効してから5年を経過していない場合は、今まで使用していたコールサインを無線局事項書の備考欄に記入して免許申請すれば、そのコールサインが指定されます。

また、無線局を廃止又は免許が失効して5年を経過している場合で、過去に使用していたコールサイン（旧コールサイン）を復活して使用したい場合は、過去に使用していた事が確認できる書類（旧免許状のコピー、コールブックのコピー、日本アマチュア無線連盟（JARL）発行のコールサイン確認書など）を添付し、無線局事項書の備考欄に「**旧コールサイン希望**」のように**朱書き**してください。他の方が使用していなければ、旧コールサインが指定されます。※詳細は別紙「**旧コールサインの復活について**」を参照ください。

### ○住所以外の場所に開局する場合について

住所以外の場所に開局する場合は「アマチュア局開設同意書」（又は自己が占有・所有する証明書類）が必要です。また、学校・会社等に開設する場合もその場所の管理者等の開設同意書が必要となる場合があります。

設置場所又は常置場所が、申請者が所有又は管理している、別宅、所有地、賃借地、実家、親族宅の場合は、「無線局事項書及び工事設計書」の「備考欄」にその旨を記載いただければ、開設同意書は不要です。

※当局に到着後、不備がなければ概ね二週間程度（無線従事者免許証と同時に申請の方は三週間程度）で処理が完了します。電話での個別の処理状況のお問い合わせはご遠慮ください。

※到着の記録を希望する場合は「簡易書留」などで提出してください。

### <免許状送付用封筒（返信用封筒）について>

免許になると、無線局免許状が発給されます。郵送には、無線局免許申請規則第32条により切手を貼った「免許状送付用封筒」が必要となります。（料金受取人払いは、電子申請をした場合のみ可能です）

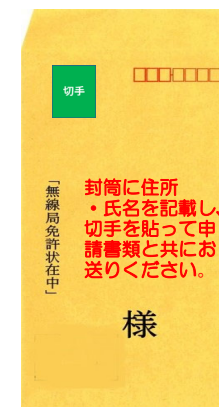
できるだけ定形郵便用長形3号（A4用紙が3つ折りで封入できる大きさ）以上の封筒に、住所、氏名を記載いただいた上で、その封筒の大きさの規定郵便料金分の切手を貼付した上で、当局へ申請書類とともに送付してください。免許状を折らずに発送を希望される方は、角型6号以上の封筒に定形外郵便の切手を貼ってください。

### <返信用封筒に貼付する切手>

定形封筒 110円

定形外封筒 140円

速達、簡易書留、特定記録等の特殊扱いを希望される場合は、規定料金分の切手を貼り、封筒にその旨を表記してください。料金不足の場合は普通郵便等で発送します。



↑ 免許状等送付用封筒

申請書提出先：常置場所を管轄する総合通信局へ提出してください。

（信越総合通信局へ郵送する場合は、以下を点線で切り離して封筒に貼付けると便利です）

380-8795

長野市旭町1 108  
長野第一合同庁舎

信越総合通信局  
無線通信部無線通信課 御中

## アマチュア局免許申請書並びに無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

令和 年 月 日

信越総合通信局長 殿

収入印紙をはるところ

【アマチュア局】50W以下 4,300円分

※収入印紙に割印、消印はしないこと。

（この欄にはりきれないときは、「別紙にはる」と書いて、日本産業規格A列4番の用紙にはってください。）

（必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入してください。）

アマチュア無線をはじめたいので申請します。

（電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。）

## 記

## 1 申請者

住 所	〒 (                    )
	国籍（外国人のみ記載） [                    ]
氏 名	フリガナ

## 2 電波法第5条に規定する欠格事由

電波法又は放送法に基づく処分歴等（同条第3項）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
-------------------------	---

## 3 免許に関する事項

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 1局
② 希望する免許の有効期間	<input type="checkbox"/> 5年
	<input type="checkbox"/> 年 月 日まで（5年未満の希望する日）
③ 備考	

## 4 電波利用料の前納（2年目以降の前払）

① 電波利用料の前納の申出の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（毎年納付）
② 電波利用料の前納に係る期間	<input type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期間まで前納します（5年分納付）。 <input type="checkbox"/> 3年（4年分納付） <input type="checkbox"/> 2年（3年分納付） <input type="checkbox"/> 1年（2年分納付）

## 5 申請の内容に関する連絡先

氏 名	フリガナ
	<input type="checkbox"/> 上記1と同じ
電話番号	
電子メールアドレス	

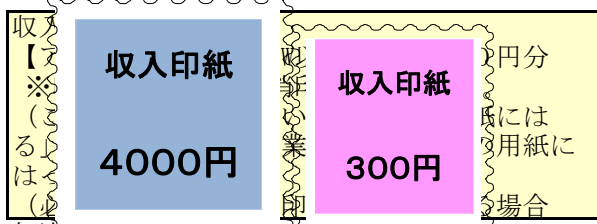
## 無線局事項書及び工事設計書

6	免許の番号	※記載不要		A第	号
7	申請（届出）の区分	開設			
8	住所及び氏名	上記1と同じ			
9	無線従事者免許証の番号	<input type="checkbox"/> 無線従事者免許同時申請	同時申請の資格		
			国家試験受験番号		
			修了証明書の番号		
10	無線局の目的・通信事項	アマチュア業務用・アマチュア業務に関する事項			
11	呼出符号	※記載不要			
12	無線設備の常置場所	住所	<input type="checkbox"/> 上記1及び8の住所と同じ		
13	移動範囲	移動する（陸上、海上及び上空）			
14	電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	<input type="checkbox"/> 指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力			
15	備考	<p>現にアマチュア局を開設しているときは、その免許番号許の番号「信A第 号」</p> <p><input type="checkbox"/>現使用呼出符号「 ）」</p> <p><input type="checkbox"/>過去使用呼出符号希望「 ）」</p> <p><input type="checkbox"/>廃止又は失効の日から5年以内 <input type="checkbox"/>旧コールサイン</p>			
16	工事設計書	第 1 送信機	適合表示無線設備の番号		
		第 2 送信機	適合表示無線設備の番号		
		第 3 送信機	適合表示無線設備の番号		
		第 4 送信機	適合表示無線設備の番号		
		第 5 送信機	適合表示無線設備の番号		
	その他の工事設計		<input type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。		

信越総合通信局長 殿

提出先に応じて変更してください

申請手数料ちょうどの収入印紙がなく、過納される場合は、余白部に「過納承諾 申請者氏名」を記入してください



アマチュア無線をはじめたいので申請します。

（電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。）

記

## 1 申請者

住 所	〒（380 - 0846） 長野県長野市旭町1108	
氏 名	フリガナ シンエツ タロウ 信越 太郎	《電波法第5条に規定する欠格事由とは？》 電波法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者が、欠格事由に該当します。
	国籍（外国人のみ記載）〔	

## 2 電波法第5条に規定する欠格事由

電波法又は放送法に基づく処分歴等（同条第3項）	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
-------------------------	--

欠格事由の有無をチェックしてください

## 3 免許に関する事項

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 1局
② 希望する免許の有効期間	<input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 年 月 日まで（5年未満の希望する日）
③は該当する箇所にチェックして下さい。5年未満の免許期間を希望する場合は、有効期間を記入して下さい。	

## 4 電波利用料の前納（2年目以降の前払）

① 電波利用料の前納の申出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（毎年納付）
② 電波利用料の前納に係る期間	<input checked="" type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期間まで前納します（5年分納） <input type="checkbox"/> 3年（4年分納付） <input type="checkbox"/> 2年（3年分納付） <input type="checkbox"/> 1年（2年分納付）

前納を希望する場合は、「有」にチェックし、前納に係る期間を選択してください。

## 5 申請の内容に関する連絡先

氏 名	担当者から連絡することがありますので、平日の昼間に連絡が取れる電話番号等を記入してください。
電話番号	026 - 234 - ****
電子メールアドレス	***** @ ***** . ** . Jp

無線局事項書及び工事設計書

6	免許の番号	※記載不要		A第	号	
7	申請（届出）の区分	開設				
8	住所及び氏名	上記1と同じ		無線局申請だけの場合は写真のある無線従事者免許証の番号を記入してください		
9	無線従事者免許証の番号	<input checked="" type="checkbox"/> 無線従事者	同時申請の資格	第3級アマチュア無線技士		
		国家試験受験番号		○○○○○○		
		了証明書の番号				
無線従事者免許申請を同時に行う場合はチェックし資格の名称及び該当の受験番号などを記入してください。						
10	無線局の目的・通信事項	アマチュア業務用・アマチュア業務に関する事項				
11	呼出符号	※記載不要				
12	無線設備の常置場所	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 上記1及び8の住所と同じ			
			住所と異なる場合は記入してください。但し、信越管内（新潟県及び長野県内）以外の住所である場合は、管轄する総合通信局等への手続きとなります。			
13	移動範囲	移動する（陸上、海上及び上空）				
14	電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	<input checked="" type="checkbox"/> 指定可能な全ての電波の型式、周波数及び力		確認してチェックを入れてください		
15	備考	現にアマチュア局を開設しているとき 免許の番号「信A第1234568号」		他に免許を受けているアマチュア局があれば記入してください		
		<input checked="" type="checkbox"/> 現使用呼出符号「JS0ABC」 <input checked="" type="checkbox"/> 過去使用呼出符号希望「JS0ABC」 <input type="checkbox"/> 廃止又は失効の日から5年以内	<input checked="" type="checkbox"/> 旧コールサイン希望	該当する場合で旧コールサインを希望する場合（5年以内）は記入		
		失効等後5年以上過ぎて旧コールサインを希望する場合は、朱書きで記載してください				
16	工事設計書	第 1 送信機	適合表示無線設備の番号	002-123456	無線機に貼付されている技術基準適合証明機器（工事設計認証機器を含む）の番号を記載してください	
		第 2 送信機	適合表示無線設備の番号	002KN1234		
		第 3 送信機	適合表示無線設備の番号			
		第 4 送信機	適合表示無線設備の番号			
		第 5 送信機	適合表示無線設備の番号			
	その他の工事設計	<input checked="" type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件		確認してチェックを入れてください		



## 旧コールサインの復活について

御自身が以前使用していたコールサイン(旧コールサイン)が、使用できる場合があります。  
同一エリアで以前指定されていたコールサインを希望される場合は、次の手続きをとって下さい。  
なお、現在の常置場所・設置場所が旧コールサインのエリアと異なる場合は復活指定できません。

信越総合通信局では他の方へコールサインの再割当はしていません。  
関東、東海、近畿、九州総合通信局では再割当をしていますので、割当済みの場合等、証明書類があっても旧コールサインの指定が受けられないことがあります。

### ○免許の有効期間満了後「5年以内」に再開局の場合

→無線局事項書の「15 備考欄」に、旧コールサインを記入して下さい。

### ○免許の有効期間満了後「5年を経過」して再開局の場合

→無線局事項書「15 備考欄」に「**旧コールサイン希望**」のように朱書きし、次の旧コールサインが確認できる書類を添付して下さい。

### <旧コールサインが確認できる書類>

次の①～⑤のいずれかを申請書に添えてください。

- ① 旧コールサインが記載された無線局免許状のコピー  
(返納すべき無線局免許状がお手元にある場合は、その免許状でも可)
- ② 旧コールサインの記載がある「無線局事項書及び工事設計書」の写しで、地方電波監理局、電気通信監理局等の写し証明印が押してある書類(平成4年3月までは写しが返送されていました)
- ③ 旧コールサインが掲載されているコールブック、局名録などのコピー  
(ブリフィックス(最初の3文字)、サフィックス(それ以降)が1枚で確認できるもの)
- ④ 旧コールサインの電波利用料納入告知書の左側「電波利用料納付のお願い」  
(コピーでも可)
- ⑤ 一般社団法人日本アマチュア無線連盟(JARL)が発行した旧コールサイン確認書  
(旧コールサインを証明する書類がない場合に申請者から提出される「旧コールサイン調査依頼書」に基づいて日本アマチュア無線連盟が代理証明する書類)

### JARLへの「旧コールサイン調査依頼書」について

「旧コールサイン調査依頼書」は、インターネット又は郵送により直接入手することができます。

#### 「旧コールサイン調査依頼書」の入手方法

##### ○郵送で取り寄せる場合

「旧コールサイン調査依頼書希望」と書いたメモと返信用封筒(申請者の宛先を書いて、切手を貼った封筒)を同封して、次の宛先へ申し込んで下さい。

〒170-8073 東京都豊島区南大塚3-4-3-1 大塚HTビル6階  
一般社団法人日本アマチュア無線連盟 「旧コールサイン確認」係

##### ○インターネットからダウンロード

JARLのホームページ「始める」の「旧コールサインの復活」の下段にある「旧コールサイン調査依頼書(PDF)」からダウンロードしてください。

### 旧コールサイン確認書の発行について

「旧コールサイン確認書」の発行を依頼される方は、次の要領で申し込んで下さい。

- (1) 「旧コールサイン調査依頼書」に必要事項を記入して、JARL(日本アマチュア無線連盟)へ送付して下さい。また、氏名が変わった方は、最後に免許が失効した時の氏名を旧姓欄に必ず書いて下さい。
- (2) 社団局の場合で、代表者が以前と異なっているときは、当該免許人の地位を引き継いでいることを証明する書類等を「旧コールサイン調査依頼書」に添付して下さい。

JARLへ提出する依頼書の封筒の表面には「旧コールサイン調査依頼」と朱書きして返信用封筒(依頼者の宛先を書いて切手を貼った返信用の封筒)を同封して下さい。  
<依頼書の提出先>

〒170-8073 東京都豊島区南大塚3-4-3-1 大塚HTビル6階  
一般社団法人日本アマチュア無線連盟 「旧コールサイン確認」係

★調査が終わりしだい、JARLから返信用封筒を使って「旧コールサイン確認書」(確認できない場合は、「旧コールサイン未確認通知」)が郵送されてきます。

※詳細は、(一社)日本アマチュア無線連盟会員課(03-3988-8749)にお問合せください。

※QSLカード、JARLのコールサインプレートは、確認書類にはなりません。

※御自身が以前使用していないコールサインやこれから割当となるコールサインの指定希望は記念局等を除きできません。

## 提出前の再チェック！

OK?

書類	項目	チェック内容	<input checked="" type="checkbox"/>	解説
申請書	申請様式	ライトユーザーに該当しますか？	<input type="checkbox"/>	個人が開設する。空中線電力が50W以下。適合表示無線設備のみを使用。移動するものに。該当しない場合はこの申請書は使用できません。
	収入印紙	郵便局等で購入した収入印紙（日本政府と表示があるもの）を貼っていますか？	<input type="checkbox"/>	都道府県発行の収入証紙や切手では受付できません。また、割印はしないでください。領収書、契約書で一度使用した収入印紙も無効です。
		規定額どおりであり、剥がれないように貼ってありますか？	<input type="checkbox"/>	規定額より多い場合は、「過納承諾 氏名」の記載をしてください。収入印紙は、できるだけ水を用いて剥がれないように貼ってください。枠内に貼りきれない場合は、余白部やA4の別紙に貼ってください。
	提出先名	設置場所、常置場所を管轄する総合通信局長等になっていますか？	<input type="checkbox"/>	住所に関係なく、設置場所・常置場所を管轄する総合通信局長等に申請する事になります。
	住所	申請書の住所と無線局事項書の住所は同じですか？	<input type="checkbox"/>	異なる場合は、確認の御連絡をさせていただくか、返送させていただきます。
	2 欠格事由欄	チェックは入っていますか？	<input type="checkbox"/>	電波法に違反し罰金以上の刑に処され、その執行を終わったり又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者など電波法第5条の欠格事由に該当する場合は「有」に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。
無線局事項書及び工事設計書	9 無線従事者免許証番号欄	写真付きの無線従事者免許証の番号を記入していますか？	<input type="checkbox"/>	過去に免許を受けていたアマチュア局の免許番号（信A第0000号）ではなく、「BAEN9876」のように無線従事者の免許証番号を記入してください。無線従事者免許同時申請の場合は申請資格と受験番号等を記入して下さい。
	12 無線設備の設置場所又は常置場所欄	住所と常置場所等が異なる場合は、それぞれに記入していますか？	<input type="checkbox"/>	上段の申請者住所と同じ場合はチェックして下さい。住所が設置場所・常置場所として登録されます。
	14 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	チェックは入っていますか？	<input type="checkbox"/>	免許状には資格に応じた一括表示記号が記載されます。
	15 備考	旧コールサイン希望の場合は、備考欄に「旧コールサイン希望」のように朱書きしていますか？	<input type="checkbox"/>	前免許失効等から5年以上経過している場合は、旧コールサインを証明する書類の添付が必要です。
	16 工事設計書	技術基準適合証明設備の場合、証明番号は正しく記載されていますか？お手元の無線機で再度確認してください。	<input type="checkbox"/>	「O」が1つ多い・少ない例や「U」と「V」の間違いなどがあります。ラベルどおり正確に記入してください。既に開局している方から譲り受ける場合で、その局の設備となっている場合は、その方に撤去の手続きを依頼してください。
		お手元に用意されているか、用意する予定の無線設備を記入していますか？	<input type="checkbox"/>	自局の無線設備として用意する予定のない、架空の無線機の工事設計を記入することはできません。全周波数が指定された免許を受けるために架空の無線設備を記入せず、増設・変更の場合は、その都度手続きをしてください。
		その他の工事設計「電波法第3章に規定する条件に合致する。」にチェックは入っていますか？	<input type="checkbox"/>	「電波法第3章」では、無線設備の条件などを定めています。電波法に合致する設備である場合は、忘れないでチェックをしてください。
添付書類	旧コールサイン証明書類	以前開局していたアマチュア局のコールサインを希望する場合は証明書類を提出してください。	<input type="checkbox"/>	前の免許が失効してから5年以内の場合は不要です。詳しくは「旧コールサインの復活について」のシートをご覧ください。
	開設同意書	常置場所・設置場所が住所と異なる場合は、開設する場所を所有する者の開設同意書を添付してください。別宅等はその旨を備考欄にご記入下さい。	<input type="checkbox"/>	当局ホームページの「各種申請様式」に一例がありますので参考にしてください。
	確認書（二次業務）	二次業務の周波数（2,425MHz帯及び5,750MHz帯）を使用する場合は、確認書を添付してください。	<input type="checkbox"/>	総務省電波利用ホームページの「その他」の「アマチュア無線」を参考にしてください。
<b>必要な項目はすべて<input checked="" type="checkbox"/>OK!でしたでしょうか？</b>				
内容物確認	免許申請書、無線局事項書、工事設計書、返信用封筒（切手貼付）、その他必要な書類はそろっていますか？	<input type="checkbox"/>	免許状送付用の封筒には、送付先の住所、氏名を記入し、規定額の切手を貼付してください。	
提出先	提出先は、総合通信局等でしょうか？ 日本アマチュア無線振興協会（JARL）でしょうか？	<input type="checkbox"/>	技術基準適合証明番号等のない無線設備（IBJARL登録機種を含む）は保証機関による無線設備の保証が必要です。この書式は使用できません。この場合は、書式を変更し保証願書を添えて一般財団法人日本アマチュア無線振興協会へ送付してください。	
<b>郵便料金に不足がないよう確認をして郵送してください。</b> （信書に該当しますので、メール便等では送れません）				
<b>※到着の記録を残したい場合は「簡易書留」などで提出してください。</b>				

※担当者からのお願い・申請書に収入印紙をのりで貼る場合は、十分乾いてから折りたたんで、封筒に入れてください。はみ出たのりで申請書が貼り付き、開けない事があります。  
 ・返信用封筒は、折りたたんで入れてください。同じ大きさの提出用の封筒に無理にそのまま入れると、開封時に返信用封筒を破損してしまう事があります。